

## 伊東市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、がんの治癒を目的とした治療を行わない小児・若年がん患者の居宅サービス等の利用に要する費用の一部を補助する在宅療養生活支援事業（以下「事業」という。）について、小児・若年がん患者の経済的負担の軽減を図り、もって在宅療養生活の質の向上に寄与することを目的とし、予算の範囲内において小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊東市補助金交付規則（昭和39年伊東市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 居宅サービス 次のア及びイに掲げるサービスをいう。

ア 訪問介護 がん患者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。

イ 訪問入浴介護 がん患者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

(2) 福祉用具貸与 がん患者が居宅で利用する福祉用具（心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障があるがん患者の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、がん患者の日常生活の自立を助けるものをいう。）の貸与を受けることをいう。

(3) 福祉用具購入 がん患者が居宅で利用する福祉用具を購入することをいう。

### (対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者（医師に一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された者）であること。

(3) 居宅サービス、福祉用具貸与及び福祉用具購入（以下「対象サービス」という。）

の利用時における年齢が40歳未満の者

(4) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、対象サービスに要する費用（20歳未満で伊東市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年伊東市告示第46号）に基づく日常生活用具の給付（以下「日常生活用具の給付」という。）がある場合は、福祉用具貸与及び福祉用具購入に要する費用を除く。）とする。

(補助金の対象額)

第5条 補助金の対象額は、第3条に定める対象者について、年齢区分毎、対象サービス毎に次の表の補助金上限額を限度とする。

対象サービス利用時の年齢		対象サービス	補助金上限額
(1)	20歳未満で小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業による補助を受けている者	居宅サービス	50,000円×0.9 (月額)
(2)	20歳未満で(1)に該当しない者及び20歳以上40歳未満の者	居宅サービス	50,000円×0.9 (月額)
		福祉用具貸与	30,000円×0.9 (月額)
		福祉用具購入	50,000円×0.9 (一人当たり)

(対象者負担)

第6条 対象者は、対象サービスに要する利用料（以下「サービス利用料」という。）の1割に相当する額（以下「本人負担額」という。）を負担する。なお、サービス利用料から本人負担額を控除した後の額が補助金上限額を超える場合については、補助金上限額を越えた額の全額を対象者が別途負担するものとする。

(利用の申請)

第7条 第5条の表の対象サービスを利用し、補助金を申請しようとする者又はその者が未成年の場合は、その法定代理人（以下「申請者」という。）は、対象サービスを利用する日の前日までに、伊東市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金利用申請書（第1号様式）に小児・若年がん患者在宅療養生活支援に関する医師の意見書（第

2号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し利用の可否を決定し、伊東市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金利用決定(却下)通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第9条 前条の規定により利用の決定の通知を受けた申請者(以下「利用決定者」という。)は、決定した対象サービス(以下「利用サービス」という。)の内容を変更する必要があるときは、伊東市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金利用変更(廃止)申請書(第4号様式)により速やかに市長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、伊東市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金利用変更決定(却下)通知書(第5号様式)により当該利用決定者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第11条 市長は、利用決定者から利用の中止の申出があった場合のほか、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができるものとする。

(1) サービス利用者等の症状の悪化等により本事業を利用することが困難であると認められるとき。

(2) その他市長が本事業を利用することについて適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、伊東市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金利用中止(取消)通知書(第6号様式)により、利用決定者に通知するものとする。

(サービスの利用)

第12条 利用決定者は、利用決定サービスの利用に当たっては、自らサービス提供事業者に依頼の上、当該サービスの提供を受けるものとする。

2 市長は、利用決定者からサービス提供事業者の選定等について相談があったときは、介護保険法(平成9年法律123号)に基づき、県、政令市及び中核市が指定した訪問介護サービス提供事業者を推奨する等、必要な情報を提供することとする。

(補助金の請求)

第13条 利用決定者又はその相続人は、利用サービスの提供を受けたときは、伊東市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金交付請求書（第7号様式）に、伊東市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金実施報告書（第8号様式）及び領収書を添えて、市長に提出するものとする。

2 利用決定者又はその相続人は、利用サービスを受けた月の翌月の20日までに補助金を請求するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（補助金の返還）

第14条 市長は、偽りその他不正な行為により補助金を受けた者があるときは、その者に対し、既に支払った補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。